

12

2016

橋本税理士事務所

事務所通信

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 1-16-20 んかりやビル 6F
TEL:03-6871-9579 FAX:03-6745-8423

小規模企業共済に加入して退職金対策と節税を しませんか？

会社に勤めているサラリーマンであれば、その会社が退職金制度を設置していれば、会社を退職する際に会社から退職金が支給されます。

しかし、会社経営者や個人事業主については、ご自身の退職金は自分で確保する必要があります。ですが、貯金をして引退後の蓄えを貯めるのは、節税面からいうと勿体ありません。

そこで有効なのが、中小企業基盤整備機構が運営している**小規模企業共済**という制度です。小規模企業共済は、月々掛金を支払い、引退時などにそれまで支払ってきた掛金+aの共済金を受け取ることができる制度です。

小規模企業共済の加入資格

小規模企業共済は、下記のとおり営んでいる事業の種類に応じて、従業員数が一定以下である**個人事業主**または**法人の役員**が加入することができます。

業種	従業員数
建設業、製造業、運輸業、宿泊業、娯楽業、不動産業、農業	20人以下
卸売業、小売業、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）	5人以下

また、下記の要件を満たす個人事業主の共同経営者も加入することができます。

- ① 事業の重要な業務執行の決定に関与している、または、事業に必要な資金を負担している
- ② 個人事業主から給料をもらっている

そのため、個人事業主の配偶者についても、上記の要件を満たせば小規模企業共済に加入することが可能です。

小規模企業共済のポイント

ポイント1：掛金は月 1,000 円～70,000 円

月々支払う掛金は、**1,000 円～70,000 円**の範囲内で自由に設定することができます。また、支払方法は、**月払い**、**半年払い**、**年払い**のうちから選択することができます。

なお、掛金の金額や支払方法は、いつでも変更することが可能です。

ポイント2：掛金は全額が所得控除の対象

掛金の支払いは、所得税や住民税の計算上、「小規模企業共済等掛金控除」という扱いになり、**支払った金額の全額が所得控除の対象になります。**

ポイント3：共済金の受取りは退職所得扱い

役員を辞任する際や廃業する際に、それまでに支払ってきた掛金+aの共済金を受け取ることができますが、共済金の受取りは、所得税や住民税の計算上、原則として**退職所得**として扱われます。退職所得は税金の負担が軽い所得ですから、**少ない税負担で共済金を受け取ることが可能です。**

掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額 1 万円	掛金月額 3 万円	掛金月額 7 万円
200 万円	309,600 円	20,700 円	56,900 円	129,400 円
400 万円	785,300 円	36,500 円	109,500 円	241,300 円
600 万円	1,393,700 円	36,500 円	109,500 円	255,600 円

参考：中小機構「小規模企業共済制度」パンフレット

共済金額一覧表（掛金月額が 1 万円の場合）

掛金納付年数	掛金合計額	共済金 A	共済金 B
		<ul style="list-style-type: none">・個人事業の廃業・個人事業主の死亡・会社等の解散 など	<ul style="list-style-type: none">・老齢給付（65 歳以上で 180 か月以上掛金を納付した場合）・会社等役員の疾病・負傷・65 歳以上での退任・会社等役員の死亡 など
5 年	600,000 円	621,400 円	614,600 円
10 年	1,200,000 円	1,290,600 円	1,260,800 円
15 年	1,800,000 円	2,011,000 円	1,940,400 円
20 年	2,400,000 円	2,786,400 円	2,658,800 円
30 年	3,600,000 円	4,348,000 円	4,211,800 円

参考：中小機構「小規模企業共済制度」パンフレット

注意点

共済金は、上表の共済金 A または共済金 B の事由に当てはまると受け取ることができます。これらの事由に当てはまらなくても、任意に解約することで解約返戻金を受け取ることができますが、**解約返戻金については、掛金納付月数が 240 か月未満であれば元本割れしてしまいます**のでご注意ください。